

学支第1096号  
平成19年2月26日

教育事務所長  
市町村教育委員会教育長  
各 公立小・中・高等学校長  
盲・聾・養護学校長  
公立幼稚園長

様

学校支援課長

携帯電話におけるフィルタリングの普及促進について（依頼）

このことについて、別添写しのとおり、総務省大臣官房総括審議官、総務省総合通信基盤局長、文部科学省スポーツ・青少年局長より依頼がありました。

については、依頼内容及び別添資料を参考に、職員・保護者に対して周知することにより、携帯電話におけるフィルタリング（ ）を普及促進し、生徒指導の一層の充実を図るよう配慮願います。

また、教育事務所にあつては、貴管内の市町村教育委員会並びに小・中学校に対して、依頼文書を送付のうえ、適切な対応がなされるよう指導願います。

フィルタリングとは、インターネット上のウェブページ等を一定の基準で評価判別し、選択的に排除等する機能のこと。

課名担当名	学校支援課 生徒指導担当
担当者氏名	塩谷 章
電話番号	(058)272-1111 内線 3698
FAX番号	(058)271-7634
担当E-mail	enya-akira@pref.gifu.lg.jp



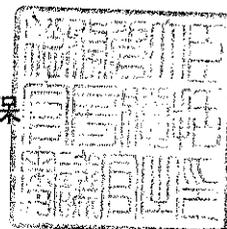
総行情第16号  
 総基消第13号  
 18文科ス第427号  
 平成19年2月16日

各 都 道 府 県 知 事

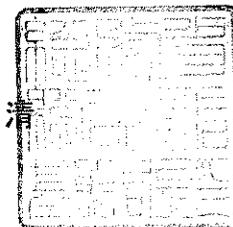
(情報政策担当課・市区町村担当課・私立学校主管課・青少年行政主管課扱い)

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長 殿  
 各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長  
 附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 学 長

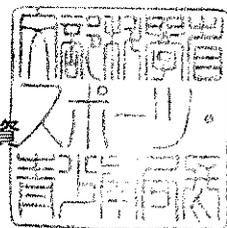
総務省大臣官房総括審議官  
 久 保 信 保



総務省総合通信基盤局長  
 森



文部科学省スポーツ・青少年局長  
 樋 口 修 資



携帯電話におけるフィルタリングの普及促進について(依頼)

近年、子どもがいわゆる出会い系サイトなどのインターネット上の有害な情報に携帯電話からアクセスし、事件に巻き込まれるケースが多発しており、また、インターネット上の有害な情報は、子どもの健全な育成に悪影響を及ぼしている一面もあることから、このような有害情報環境から子どもを保護するため、早急な対策が必要であると考えています。

インターネット上の有害な情報への対応については、フィルタリング（※）が有効な対策の一つと認識されており、携帯電話事業者各社は無料でフィルタリングサービスを提供しています。警察庁、総務省及び文部科学省などの関係省庁も、子どもの安心・安全の確保の観点から、この普及促進に積極的に取り組んでいるところです。また、携帯電話事業者もこの普及促進の強化を図っておりますが、フィルタリングについて利用者に十分知られていないため、その普及はいまだに低水準にとどまっているのが現状です。

つきましては、貴職におかれましても、子どもの安心・安全の確保の重要性を十分御認識いただき、別添資料により学校関係者や保護者をはじめ住民に対する啓発活動に取り組んでいただくとともに、管内の市区町村、市区町村教育委員会及び学校にも本趣旨を周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、本件については、警察庁も、本日付けで、別紙「携帯電話におけるフィルタリングの普及促進について」を各都道府県警察の長に発出しているので申し添えます。

※ フィルタリングとは、インターネット上のウェブページ等を一定の基準で評価判別し、選択的に排除等する機能のこと。

別添資料：資料１ 携帯電話からのインターネット接続を介したトラブルや犯罪被害から子どもを守るために

資料１－１ 総務省からフィルタリングの普及促進に向けた携帯電話事業者等に対する要請

資料１－２ 有害サイトアクセス制限サービス チラシ

資料１－３ e-ネットキャラバン パンフレット

資料２ 保護者のみなさまへ

別紙：警察庁発出文「携帯電話におけるフィルタリングの普及促進について」

また、本通知文と別添資料は、総務省及び文部科学省のホームページに掲載しており、ダウンロードすることができます。

- ・ 総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/>
- ・ 文部科学省ホームページ <http://www.mext.go.jp/>

## 携帯電話からのインターネット接続を介した トラブルや犯罪被害から子どもを守るために

近年、子どもたちが携帯電話からのインターネット接続を介したトラブルや犯罪にあう被害が増えています。警察庁、総務省及び文部科学省などは、このような犯罪等から子どもたちを守るための取組を推進しています。関係者のみなさまにおかれましては、以下の取組に関して、御理解・御協力のほどお願い申し上げます。また、保護者の方々への周知に際しては、資料2「保護者のみなさまへ」をご活用ください。

### 1. 携帯電話からの有害サイトへのアクセスを防止するため、フィルタリングサービスの利用を推進しています。

平成18年11月に総務省は、携帯電話事業者3社（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル）等に対して、有害サイトアクセス制限サービス（フィルタリングサービス）の普及促進を図るため、自主的取組を強化するよう要請しました。この要請を受け、携帯電話事業者3社では、親権者の意思確認の徹底などの取組の強化を図っています。

【資料1-1、1-2】

### 2. 携帯電話からのインターネット接続を介した様々なトラブル・犯罪などの被害例や子どもたちの携帯電話の使用例等について、保護者の十分な知識理解が得られるような取組の充実を図っています。

関係業界団体、総務省及び文部科学省が連携し、平成18年4月から平成21年3月まで、保護者及び教職員向けにインターネットの安心・安全利用に向けた啓発を行う講座を全国規模で行っています（e-ネットキャラバン）。

また、警察や学校では、非行防止教室やサイバーセキュリティ・カレッジを実施しています。

【資料1-3】

# 携帯電話事業者等によるフィルタリングの普及促進に向けて

近年、未成年者が携帯電話から出会い系サイトなどの有害な情報にアクセスして事件に巻き込まれるケースが多発。

出会い系サイトに関連した事件の状況（平成18年 警察庁調べ）

- 出会い系サイトに関連した事件の検挙件数は、1,915件（前年比21.1%増）
- 被害児童の出会い系サイトへのアクセス手段は、**96.6%が携帯電話からのアクセス**
- 被害者1,387人のうち、**18歳未満の児童が1,153人（83.1%）**

平成18年11月20日、総務大臣から携帯電話事業者3社及び業界団体（※）に対し、未成年者が使用する携帯電話におけるフィルタリングサービスの普及促進に向けた自主的取組を強化するよう、以下の内容について要請。 ※NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル及び（社）電気通信事業者協会

## 1. フィルタリング推奨の強化

- (1) 未成年者が契約者である場合には、親権者の意思を確実に確認する。（利用しない場合のチェック欄を創設等）
- (2) 既存ユーザーへの利用の働きかけを行う。（メール、請求書同封物等による周知等）
- (3) 代理店等への指導を強化する。（代理店等への通知、マニュアルの配布等）



## 2. フィルタリングの周知・啓発の一層の促進（HPや総合カタログ等の記載方法の見直しや統一ロゴマークの積極的な活用等）

## 3. ユーザーニーズに応じたフィルタリングサービスの提供（ユーザーアンケートを実施し、結果に基づきサービス改善を検討等）

## 4. フィルタリング普及に関する定期的な評価の実施（認知率や社会貢献事業への取組状況等に基づき評価等）

同日、総務省からの要請を受け、携帯電話事業者3社及び業界団体は、フィルタリングサービスの更なる普及促進に向けた取組を実施することを表明。

子どもたちが安心して使えるケータイ社会へ。  
もうはじまっています。



子どものケータイへ  
有害サイト進入禁止

子どもたちに見せたくないサイトを、制限するサービスがあるのをご存知ですか。

## 有害サイトアクセス制限サービス

お客様にとって緊急時の連絡などで、ますます便利な存在になってきたケータイ。

しかし、その反面、自由に様々な有害サイトにアクセスできてしまうという不安もあります。

NTTドコモグループ、KDDI、ソフトバンクでは、お子様に安心してケータイを持たせられるよう、

フィルタリング機能による「有害サイトアクセス制限サービス」を行っています。

契約者が未成年の場合、保護者の方による申し込みが可能です。ぜひご利用ください。

※ NTTドコモグループに20社未満、KDDIおよびソフトバンクは18歳未満が対象となります。



「キッズ iモード」  
(アクセス制限機能)



「EZ安心アクセスサービス」

SoftBank

「ウェブ利用制限」

簡単な申し込みで設定が可能です。詳しくは、各社のショップ、お客様センター、ホームページにてご確認ください。



設定方法、お申し込みは簡単です。お使いのケータイに合わせてお申し込みください。



サービス名称

「キッズ iモード」

※他にも「キッズ iモード プラス」  
「時間制限」があります。

月額使用料

無 料

対応機種

iモード対応全機種

申し込み方法



DoCoMo インフォメーションセンター  
へのお電話

ドコモの携帯電話から:

局番なし151(無料)

一般電話から:

0120-800-000(無料)



ドコモショップへのご来店



パソコンから

「My DoCoMo」

<http://www.mydocomo.com/>



iモードから

iメニュー

⇒ 料金 & お申込・設定

⇒ ドコモeサイト



サービス名称

「EZ安心アクセスサービス」

月額使用料

無 料

対応機種

EZ WINコース  
EZweb multiコース

申し込み方法



auお客様センターへのお電話

auの携帯電話から:

局番なし157(無料)

一般電話から:

0077-7-111(無料)



auショップへのご来店



パソコンから

「My KDDIページ」

<http://my.kddi.com/top/>



EZwebから

料金・申込・インフォ

⇒ 各種申込/契約情報照会

⇒ オプションサービス変更



サービス名称

「ウェブ利用制限」

月額使用料

無 料

対応機種

SoftBank3G  
※V801SAとV801SHを除く。

申し込み方法



ソフトバンクお客様センター  
へのお電話

ソフトバンクの携帯電話から:

局番なし157(無料)

一般電話から:

0088-21-2000(無料)



ソフトバンクショップへのご来店



パソコンから

<http://www.softbank.jp/>

⇒「My SoftBank」



Yahoo!ケータイから

メニューリスト

⇒ My SoftBank

⇒ 各種変更手続き

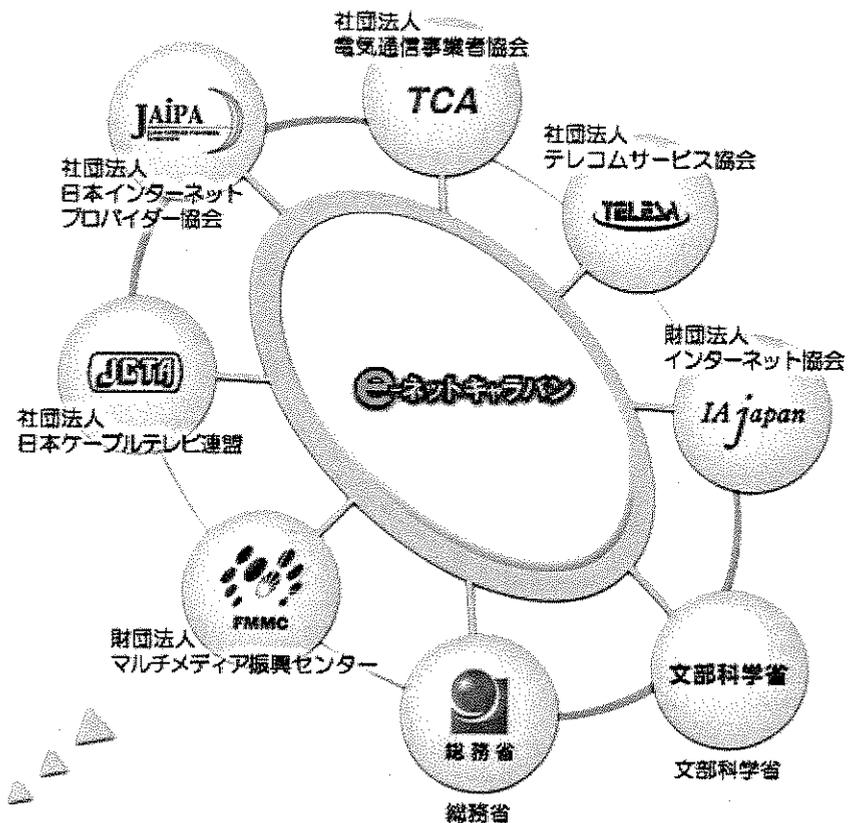
⇒ オプションサービス

# e-ネットキャラバン

e-ネット安心講座  
通信業界キャラバン

## e-ネットキャラバン実施のお知らせ

e-ネットキャラバンは、主に保護者及び教職員向けにインターネットの安心・安全利用に向けた啓発を行う講座(e-ネット安心講座)を全国規模で行うものです。実施期間は平成18年4月から平成21年3月までの3年間の予定です。教職員の研修会やPTAの会合、その他勉強会等でインターネットの安心・安全利用について勉強する機会にぜひご活用ください。



### e-ネットキャラバン運営協議会

- 社団法人 電気通信事業者協会
- 社団法人 テレコムサービス協会
- 社団法人 日本インターネットプロバイダー協会
- 社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
- 財団法人 インターネット協会
- 財団法人 マルチメディア振興センター
- 総務省
- 文部科学省

e-ネットキャラバン公式ウェブサイト：<http://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/>

# 1. e-ネットキャラバンの実施について



## 背景

インターネット、携帯電話は私たちの日常生活やビジネスに欠かせない大変便利なコミュニケーションツールとなりました。しかしながら、インターネットがもたらす恩恵は多い反面、ウイルス、迷惑メール、個人情報漏洩、架空請求詐欺等のトラブルも多発しています。

近年、子ども達が容易に携帯電話やインターネットに触れる環境が整ってきていることから、児童・生徒を保護・教育する立場にある保護者及び教職員向けにインターネットの安心・安全利用に関する講座(e-ネット安心講座)を行います。

## 対象者

児童・生徒と接する機会の多い保護者及び教職員を主な対象としています。平成18年4月から全国47都道府県で実施しています。

## 講師

事務局で受講申込を受けた後、キャラバンに協力する通信事業者等の中から受講申込内容にふさわしい講師を派遣致します。講師は、通信事業者や通信関係公益法人、総務省等の情報通信に知見を有する者が行います。

## 講演内容

インターネットを通じた犯罪に関する情報や、ウイルス、迷惑メール、架空請求詐欺等の実態、その対処方法等について、主にパワーポイントのスライドを用いて1~2時間程度講演致します。

## お申込方法

e-ネットキャラバン公式ウェブサイトからお申し込みいただけます。また、ウェブからのお申し込みができない場合には、e-ネットキャラバン事務局宛てに電話又はFAXでもお申し込みいただけます。講演実施の環境(注)等についてフォームにご記入の上、お申し込み下さい。詳しくは、本パンフレットの最終ページをご覧ください。

(注)講演用のPC、プロジェクタ、スクリーン等はご依頼側でご用意いただくようお願い致します(機材が用意できない場合でも事務局宛てにご相談頂ければ対応できる場合があります。)。また、講演用の会場の確保、資料のコピー・配付、ガイダンス参加者の募集・周知等も基本的にご依頼側でご準備いただく必要があります。

## お申込からお返事に当たって

主催者側及び講師側の諸準備を円滑に行うため、なるべく講座開催予定日の6週間以上前にお申し込みください。

ウェブ等で申込を受け付けた際に、即時に電子メールで受付した旨をお伝えするとともに、2~3週間以内に講師をアレンジすべく調整致します(ただし、休日が重なる場合等、お返事までの期間には多少の幅がございますのでご了承ください。)

残念ながら調整ができなかった場合にも、その旨を3週間以内に連絡するように致します。

ただし、例えば半年先などの講座を申し込まれる場合は、講座の2ヶ月ほど前になって、再度、講師との調整をさせていただくこともございますので、ご注意ください。

## <スライドの一例>

### 広告・宣伝の電子メールが毎日大量に届いて困る

#### 迷惑メール



#### トラブル予防

1. メールアドレスを不用意に公開しない  
○ 掲示板、会員サイト
2. 返信や転送は絶対にしない、居場所がわかってしまう  
○ 詐欺、ネットスカーパー
3. 迷惑メールの拒否サービスを利用する

### 身に覚えのない請求メールが届いた

#### 架空請求詐欺



#### トラブル予防のポイント

1. アダルトサイトや出会い系サイトを利用しない
2. 個人情報の流出に注意する
3. 架空請求の電子メールを見極め、返信しない

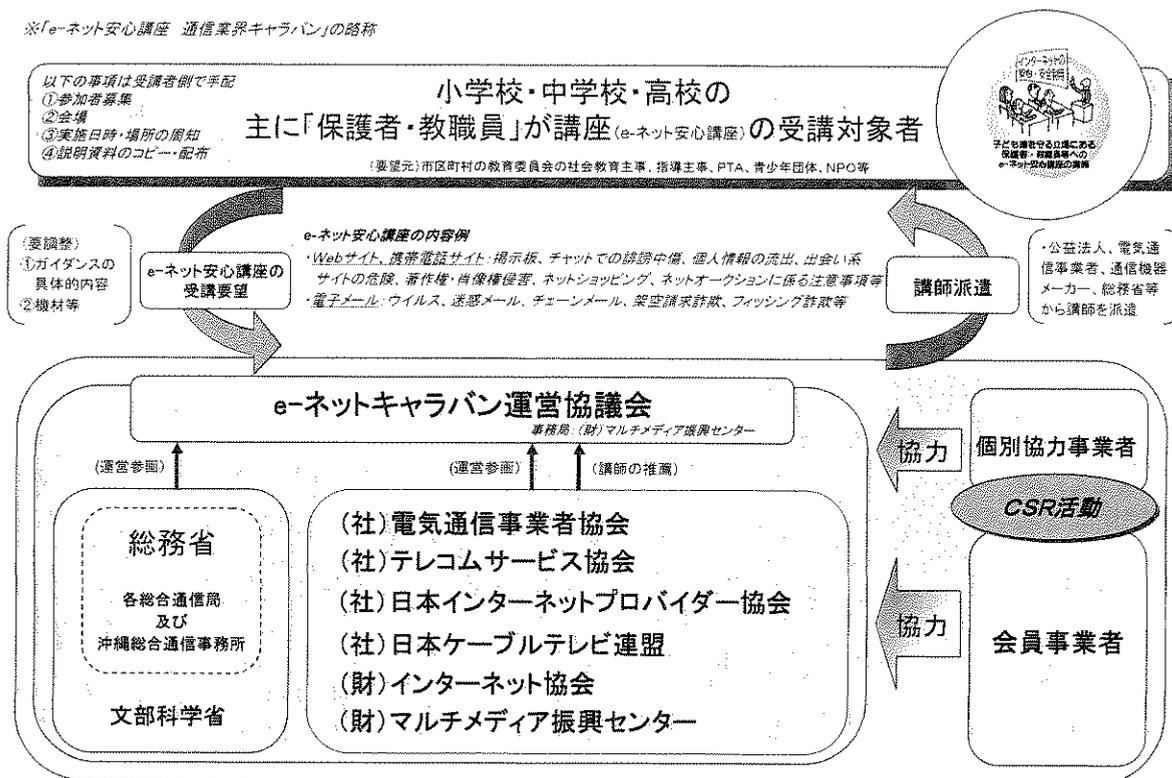
## 2. 基本コンセプト及び実施体制等

### 基本コンセプト

- 安心・安全面の啓発及びネット利用の知識向上により、インターネットの安全な利用、ひいては電気通信の健全な発達を促進するため、インターネット利用の光の部分の追求と併せて影の部分に対する対策及び啓発を目的とした、利用者の立場に立った通信業界及び総務省を挙げたe-ネット安心講座を行う。
- 通信事業者が業界を挙げて実施する、インターネットの安心・安全利用に関する業界規模のCSR (Corporate Social Responsibility)活動として行う。
- 保護者と教職員、さらには生涯にわたりインターネット利用が期待される子供を対象とし、家庭では親子、学校では先生と子供たちの新しい対話の機会を作り、コミュニケーションの改善・回復に寄与する。

### e-ネットキャラバンの実施体制

※「e-ネット安心講座 通信業界キャラバン」の略称



### 周知・広報

e-ネットキャラバンは、各都道府県及び指定都市、社団法人日本PTA全国協議会にもご協力いただき、周知・広報を行っております。

### 主催

- (e-ネットキャラバン運営協議会)
- 社団法人 電気通信事業者協会
  - 社団法人 テレコムサービス協会
  - 社団法人 日本インターネットプロバイダー協会
  - 社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
  - 財団法人 インターネット協会
  - 財団法人 マルチメディア振興センター
  - 総務省
  - 文部科学省

### <講座の様子(一例)>



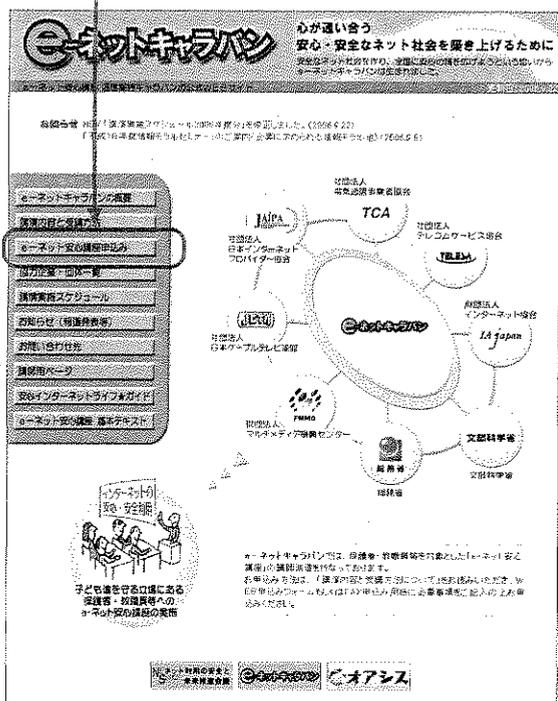
### 3. e-ネット安心講座のお申込方法とお問い合わせ先

#### お申し込み方法

公式ウェブサイトからお申しいただく場合、以下の手順でお申込下さい。

① e-ネットキャラバン公式ウェブサイトのURLを入力。http://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/

② 「e-ネット安心講座申込み」をクリック。



③ 「講師派遣申込みフォーム」に必要事項を記入。

e-ネット安心講座 講師派遣申込みフォーム

※申込は4月15日(土)までにご希望の講師の派遣希望日(日)までにお申し込みください。  
 申し込みの受付時間(11:15 - 17:15)にはお申し込みはできません。申し込みが完了していない場合はエラーとなります。

1. 講師名 (「e-ネット安心講座」の講師に直接お問い合わせの件名でお申し込みください).....
2. 希望日時 (例: 10月28日(土) 19時~14時00分).....
3. 会場名.....
4. 郵便番号 (例: 111-1111).....
5. 会場住所 (例: 〇〇県〇〇市1-11-10 〇〇ビル 〇〇〇〇〇〇部(1)202号(〇〇〇))  
※希望会場の上記と、希望日時が一致しない場合は、ご希望の会場・日時を、講師の担当範囲の範囲内でお申し込みください。また、希望日時が一致しない場合は、ご希望の会場・日時を、講師の担当範囲の範囲内でお申し込みください。
6. 備考 (※上記1-5)欄で「希望講師」の場合、ご会場、またはお問い合わせの方法の条件をお書きください).....

Web上で申し込みから、発行確認メールが届きます。万一届かない場合は、110、連絡メール、メール、FAXにてお問い合わせください。その場合、他の講師が派遣可能かどうかの連絡も必要となります。また、ご希望の会場・日時が一致しない場合は、ご希望の会場・日時を、講師の担当範囲の範囲内でお申し込みください。

④ 「送信」ボタンをクリック。

(注)講演用のPC、プロジェクタ、スクリーン等をご依頼側でご用意いただくようお願い致します(機材が用意できない場合でも事務局宛てご相談頂ければ対応できる場合があります。)  
 また、講演用の会場の確保、資料のコピー・配付、ガイダンス参加者の募集・周知等も基本的にご依頼側でご準備いただく必要があります。

#### お問い合わせ先

電話・FAXでも受け付けております。以下の事務局のお問い合わせ先までご連絡ください。また、右記の各総合通信局等でもお問い合わせを受け付けております。

#### 公式webサイト

http://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/

#### お申し込み

http://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/enc\_form.html

#### お問い合わせ

e-ネットキャラバン運営協議会事務局

〒106-0041

東京都港区麻布台1-11-10 日総22ビル 5F

マルチメディア振興センター内

TEL: 03-3583-5808

FAX: 03-5561-6889

E-mail: e-netcaravan@fmmc.or.jp



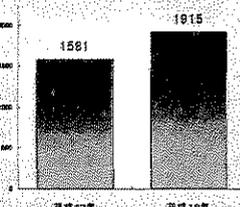
開催都道府県	担当総合通信局等	電話番号
北海道	北海道総合通信局 情報通信部電気通信事業課	011-709-2311 (内4702)
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県	東北総合通信局 情報通信部電気通信事業課	022-221-0627
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	関東総合通信局 情報通信部電気通信事業課	03-5220-5390
新潟県、長野県	信越総合通信局 情報通信部電気通信事業課	026-234-9952
富山県、石川県、福井県	北陸総合通信局 情報通信部電気通信事業課	076-233-4422
岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	東海総合通信局 情報通信部電気通信事業課	052-971-9402
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	近畿総合通信局 情報通信部電気通信事業課	06-6942-8518
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県	中国総合通信局 情報通信部電気通信事業課	082-222-3377
徳島県、香川県、愛媛県、高知県	四国総合通信局 情報通信部電気通信事業課	089-936-5041
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県	九州総合通信局 情報通信部電気通信事業課	096-326-7862
沖縄県	沖縄総合通信事務所 情報通信課	098-865-2302

# 保護者のみなさまへ

## 携帯電話に「フィルタリングサービス」の利用を

近年、子どもたちが携帯電話からのインターネット接続を介し、出会い系サイト等の有害情報によりトラブルや犯罪にあう被害が急増しています！

出会い系サイトに関連した事件の検挙件数（警察庁）



こうした被害を防ぐには、有害情報をブロックするフィルタリング（有害サイトアクセス制限）が極めて有効です。

携帯電話各社では、フィルタリングサービスを無料で提供しており、子どもが契約者である場合は、契約時にフィルタリングサービスの申込みの有無に関する保護者の意思確認を必ず行うことになります。

▶ 保護者のみなさまにおかれましては、お子さんに携帯電話を持たせる際の契約に当たって、フィルタリングサービスを設定するようお願いします！

子どもが携帯電話のインターネット接続を介してどのような犯罪被害にあっているか、インターネット上にどのような有害情報が氾濫しているか、などの実態について知ることは大変重要です。

インターネットの安心・安全利用に向けた講座（e-ネットキャラバン※）を全国で行っていますので、ぜひ受講してください。（受講料は無料）

※e-ネットキャラバン（e-ネット安心講座通信業界キャラバン）のお問い合わせ先

e-ネットキャラバン運営協議会事務局 電話03-3583-5808  
公式ウェブサイト <http://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/>

各都道府県警察の長 殿  
(参考送付先)  
庁内各局部課長  
各附属機関の長  
各地方機関の長

警察庁丙少発第4号  
警察庁丙情対発第7号  
平成19年2月16日  
警察庁生活安全局長

#### 携帯電話におけるフィルタリングの普及促進について

インターネット上にはわいせつな情報や暴力の情報のみならず、青少年の非行を助長するような情報が氾濫しており、子どもがこれらの情報に携帯電話からアクセスし、事件に巻き込まれるケースが多発していることなどから、警察においては、これまで、児童ポルノ等の違法情報に係る事件の検挙、被害防止対策の周知等の違法・有害情報対策を進めてきたところである。さらに、昨年6月1日から「インターネット・ホットラインセンター」の運用を開始し、インターネット利用者から違法・有害情報に関する通報を受け、同センターから警察やプロバイダに情報提供される仕組みを構築するとともに、有識者からなる「バーチャル社会の弊害から子どもを守る研究会」が昨年12月25日に取りまとめた最終報告書を受け、総務省、文部科学省等の関係省庁等と連携しつつ、関係事業者、教育関係者等の取組みを促進しているところである。しかしながら、違法・有害情報への有効な対策の一つであるフィルタリングについては、その普及が未だ低水準にとどまっており、子どもを違法・有害情報から守るための更なる取組みが求められている状況にある。

各都道府県警察においては、このような趣旨を踏まえ、学校をはじめ関係機関等との連携を強化しつつ、非行防止教室やサイバーセキュリティ・カレッジ等に保護者の参加を求め、携帯電話がもたらす危険性や子どもに安全な携帯電話を持たせることの必要性等についての保護者や子どもの理解を深めた上で、携帯電話等のフィルタリングの利用促進に重点を置いた対策の強化に努められたい。

なお、本件については、総務省及び文部科学省においても、本日付けで、別添「携帯電話におけるフィルタリングの普及促進について」を都道府県知事等に発出しているので申し添える。